特集 改憲の行方―独裁か民主主義か

ナイーブな権力観を捨てて、

常識の通じない政権と「マスコミ」はいつまで続くか

早稲田大学名誉教授 東京大学名誉教授

花田

達 朗

常識が働かない

1

治とメディアがおかしい。日本の政治を支配する自 が溶けて消えて無くなったかのようである。特に政 識が通じないのだ。いや、あたかも常識というもの 何とも奇妙で悲惨な事態が続いている。社会の常

従順な受け手に他ならない。 しているのは選挙民の多数派であり、「マスコミ」の ている。そして、それが許されているのである。許 である「マスコミ」がますますおかしな状況に陥 公連立の安倍政権とメディアの特殊日本的発達形態 多数の人々から支持され続けている。

常識が働かないことほどその社会にとって危険

ば、とっくに安倍政権は引き摺り下ろされていたは 持率も二○%を下ることはない。むしろ依然として されても暖簾に腕押しのように存在し続け、内閣支 ずだ。だが、その常識が働かない。安倍政権は批判 財務省事務次官の女性記者へのセクハラと二次被害 を吐いた自衛隊三佐に対する防衛省の軽微な措置 制に関する調査データの捏造、野党国会議員に暴言 問題での首相の縁故者への優遇措置、 などが次々に起こり、 ク自衛隊派遣での日報隠蔽、厚生労働省の裁量労働 不当な国有地売却と公文書改竄、 見出 し語的に言えば、 かつての保守党自民党であれ 財務省の森友学園問題での 内閣府の加計学園 防衛省のイラ

としても、その非常識を終わらせる梃子がもうそこの非常識を前にして人々のある部分は途方に暮れたが価値剥奪され撤去された後の荒野に立つ時、政権

にはない。

哲学者の戸坂潤は一九三五年(昭和一〇年)刊行の哲学者の戸坂潤は一九三五年(昭和一〇年)刊行の本に、『常識の分析』――二つの社会常識の矛盾対される。そこで、常識を「常識水準」と捉えると見される。そこで、常識を「常識水準」と捉えると見される。そこで、常識を「常識水準」と捉えると見される。そこで、常識を「常識水準」と捉えると見される。そこで、常識を「常識水準」と捉えると見される。そこで、常識を「常識水準」と捉えると見される。そこで、常識を「常識水準」と捉えると見される。そこで、常識を「常識水準」と捉えると見される。そこで、常識を「常識水準」と捉えると見される。そこで、常識を「常識水準」と捉えると見される。そこで、常識を「常識水準」と捉えると見される。そこで、常識を「常識水準」と捉えると見される。そこで、常識を「常識水準」と捉えると見される。

又却ってこの平均値を抜け出る処にこそ恰も卓越事実上このノルムに接近(?)出来るのであり、的なものでもなく、却ってある種の少数者だけが「常識は結局に於て多数者のものでもなく平均値

カルさの証であるかのようにも振る舞われた。常識どは怪しいものであり、それらを疑うことがラディ

で陳腐なことと同義であり、「常識」や普遍的

価値

批判され、蔑ろにされてきた。「常識的」とは低次元なことはない。常識という言葉はひと頃どこからも

39 ナイーブな権力観を捨てて、自分の足で立つ

40

が 2 倒錯した自民党改憲草案第二一条

説明され得るのである。」(1)した常識が横たわると考えられる、という事実が

を支えるものは日常性の原理と実際性(actuality) (2)して再建が目指されるのである。その際、その常識る。こうして常識は大衆の思想に依拠した準拠点とそこにノルム (規範)の水準を与えようとしたのであ盾のなかから、常識を「常識水準」として捉え返し、盾のなかから、常識を「常識水準」として捉え返し、

の原理だという。

こういう意味での常識が今働かない、と私は述べこういう意味での常識が今働かない、と私は述べいるのである。ちなみに、常識は英語ではcommonで出るようになった。「コモン」とは最近カタカナで見かけこともできる。「コモンセンスは「共通感覚」と訳するようになった。「ロモン」とは「あなたのファッショるようになった。「ロモンス」とは「共通感覚」と訳するだろう。

障環境」と自衛隊に焦点を当てて改憲へと持ち込も首相の強い意向で第九条となっている。第九条はもともと改憲勢力のターゲットの一つではあったが、この間の北朝鮮情勢を改憲のために利用して、第九この間の北朝鮮情勢を改憲のために利用して、第九の一つではあったが、第九の一つではあったが、第九の一の改憲問題で焦点が当たっているのは、安倍により、外部に敵を作って内部を固め、「厳しい安全保」といるのは、安倍により、外部に敵を作って内部を固め、「厳しい安全保」といるのは、安倍により、外部に敵を作って内部を固め、「厳しい安全保」といるのは、安倍により、外部に敵を作って内部を固めているのは、安倍により、外部に敵を作って内部を固めている。

安倍政権の延命につながるかもしれない。安倍政権の延命につながるかもしれない。決裂すれば、本を失うだろう。不安感を和らげた人々はもう安倍政を失うだろう。不安感を和らげた人々はもう安倍政を失うだろう。不安感を和らげた人々はもう安倍政権を必要としなくなるかもしれない。決裂すれば、冷戦思考型の安倍政権は土台を失うだろう。不安感を和らげた人々はもう安倍政権を必要としなくなるかもしれない。決裂すれば、冷戦思考型の安倍政権は土台を失うだろう。不安感を和らげた人々はもう安倍政権を必要としなくなるかもしれない。決裂すれば、なら、関係情勢を利用して、防空演習で人々の不安をる。国際情勢を利用して、防空演習で人々の不安をる。国際情勢を利用して、防空演習で人々の不安をる。国際情勢を利用して、防空演習で人々の不安をる。国際情勢を利用して、防空演習で人々の不安を

四月二七日決定)の第二一条は次のようになっている。い。自由民主党「日本国憲法改正草案」(二〇一二年草案は残る。私はここでその第二一条を取り上げたしかし、いずれにせよ、自民党は残り、その改憲

の自由は、保障する。 「1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現

2

前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序

3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵られない。 にそれを目的として結社をすることは、認めを害することを目的とした活動を行い、並び

これではならない。」してはならない。」

項は次のように書いて欲しいものである。するために、省略されている主語などを補い、第1するためにするのなら、少なくとも文意を明確にどうせ改正するのなら、少なくとも文意を明確に

1

国家は、

人々が誰でも有する集会、結社及び

ないことを保障する。 言論、出版その他一切の表現の自由を侵害し

係へと転化する。 近代憲法における基本的人権の条項とは、人々 にとって主権者でいられるのは投票日だけであって、 しって主権者でいられるのは投票日だけであって、 しって主権者でいられるのは投票日だけであって、 しって主権者でいられるのは投票日だけであって、 しって主権者でいられるのは投票日だけであって、 しって主権者でいられるのは投票日だけであって、 しって主権者でいられるのは投票日だけであって、 しっと議会・政府・裁判所からなる統治機構=国家 との関係は直ちに統治される者と統治する者との関係なと転化する。

禁止事項を明示して、その禁止を守ることを統治機り国家権力に対して「してはならないこと」、つまり歴史的事実として暴走する性格を持つ統治機構つまとしての憲法に書き込まれた基本的人権条項とは、市民社会(つまり人々)と国家との間の統治契約書

の何ものでもない。

きものであり、それが常識である。構が保障するという条項である。そう理解されるべ

ある。 意味が打ち消されて、別のものにハイジャックされ うなると、基本的人権条項が本来持っている目的と や「お上」や「官」へと回収しようとしている。こ 言葉で、日本においてとりわけ曖昧で融通無碍な なのである。そして、「公益」や「公の秩序」という 力は滅却されているのである。有って無きがごとし、 り第1項は掲げられてはいるものの、その価値と威 て、第1項よりも第2項を上位に置いている。つま しかも「前項の規定にかかわらず」という句によっ は統治機構が人々の自由を制約しようとしている。 よって統治機構を制約しているのに対して、第2項 行憲法を踏襲している。問題は追加された第2項で がより明確になったとは言えないが、基本的には現 1項と第3項が人々の自由の権利を保障することに 「公」という概念を持ち込んで、その「公」を「国」 自民党改憲草案の第1項と第3項は、 まったく性格の違うものが持ち込まれた。第 上記の意味

これ一つ取っても、政権政党自民党の性格がかつこれ一つ取っても、政権政党自民党の性格がかつこれ一つ取っても、政権政党自民党の性格がかつこれによいの高いたということ、そして別の日本を構想した人々がいたということ、その時に日本には別の可能が勝利して、大日本帝国憲法が制定されたことは周が勝利して、大日本帝国憲法が制定されたことは周が勝利して、大日本帝国憲法が制定されたことは周が勝利して、大日本帝国憲法が制定されたことは周が勝利して、大日本帝国憲法が制定されたことは周が勝利して、大日本帝国憲法が制定されたことは周が勝利して、大日本帝国憲法が制定されたことは周が勝利して、大日本帝国憲法が制定されたことは周が勝利して、大日本帝国憲法が制定されたことは周が勝利して、大日本帝国憲法が制定されたことは周が勝利して、大日本帝国憲法が制定されたの世格がかつことは応見、ということは応用の日本を構想した人々がいたということは応用ではならない。

棄したいのだろうか。人々の常識は大丈夫か。方への自由を思い切り享受するのでなく、自由を放れたいと望んでいるのだろうか。人々は多様な生き二一世紀の今、この日本で、人々は自由を制約さ

もしも自民党改憲草案第二一条で改憲が実際に れたとしよう。そのとき裁判所はその条文から

ろう。 Z どで外堀はすでに埋められているからである。 や「共謀罪」を盛り込んだ改正組織的犯罪処罰法な わらないのかもしれない。なぜなら特定秘密保護法 りするだろうか。 取材の自由を尊重したり、記者の証言拒否を認めた 解釈して報道の自由やメディアの自由を保障したり、 でもさして困らないというか、事態は今とあまり変 「マスコミ」は毅然とした態度で批判したり、 そのような法律を含めた統制の導入にあたって しかし、今の「マスコミ」からすると、それ おそらく第2項が効いて、無理だ そし

> 相補う関係. なの である。

だけ

識が働かない。最近も面白いことが起こった。 退行進化してしまっていて、そこではメディアの常 ディアは、 監視する役割を果たすことに使命を見出すはずのメ ではない。 つまり、 日本型特殊形態の「マスコミ」(3)へと 本来の常識では、 この国では常識が働かな 政府などの権力活動を いのは政権

「表現の自由」特別報告者のデービッド・ケイ氏で、 最初にこれを問題提起したのは、 国連人権理事会 法第四条の廃止をめぐる問題だ。

直しと廃止とともに独立した放送規制機関の設置を ては放送の独立を強化するために放送法第四条の見 て、「メディアの独立」の観点から、日本政府に対し において、そして二〇一七年五月の最終報告にお

改憲の行方--独裁か民主主義か

臣が電波停止を命じる可能性がある)のほか、放送番組 判断した場合に放送法第四条への違反を理由として総務大 総務大臣(当時) 勧告した。その背景には二〇一六年二月の高市早苗 二〇一六年四月の来日調査のときの暫定的調査結果 の発言(放送局が政治的公平性を欠くと

特集 以上、 義的政権と忖度「マスコミ」はワンペアーの関係! 権力と折り合いをつけざるを得ない。 権威主

らって、それに若干加工して商品化し、稼いでい

る

ブ」を通じてオフィシャル情報をタダで排他的に ズルズルと権力と折り合いをつけてきた。「記者クラ したりしたかと言うと、決してそうではない。

常に

きるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」こと、四 意見が対立している問題については、で公平であること、三 報道は事実をまげないでする公安及び善良な風俗を害しないこと、二 政治的に放送法第四条は、放送番組の編集に当たって、「一

たのである。日本政府は直ちにこの勧告への拒否を立規制機関へと移すことをワンセットにして勧告し項を廃止することと放送規制権限を総務大臣から独こそ、ケイ氏はその介入の根拠として利用される条入する論拠へと転換させたことを意味した。だからされてきた。高市発言は、この規定を政府が直接介と定めたもので、従来は罰則のない倫理規程と解釈と定めたもので、従来は罰則のない倫理規程と解釈

いた。それはケイ氏の廃止勧告とはまったく関係なした。方針案のなかに放送法第四条の廃止が入って革推進会議の放送制度改革方針案を入手して、報道次である。今年の三月、共同通信が内閣府の規制改私が「面白いこと」と述べたのは、これではなく、

項である第四条は不要になるというわけだ。 スに使っているからという理由で設けられた規制条ることであり、そのために放送サービス用の伝送路ることであり、そのために放送サービス用の伝送路波の電波帯域をより収益性の高い新規産業に開放すら、最大の目的は、放送サービスが使っている地上い関心方向から出されたものだった。方針案のおそ

ない」と批判した。何かの行き違いがあったのだろしてきた公共的、社会的役割について考慮されてい聞いた日本テレビの大久保好男社長は「放送が果た報道より前に安倍首相と会食して、放送改革内容を現を表明した。猛反発という形である。共同通信のこれに対して、民放はもとより新聞も批判的な意

ではないか。なぜなら自由に放送できるのだから。革案は民放経営者からも歓迎されると思っていたのいなかったのか。ひょっとしたら安倍首相はその改首相と「マスコミ」幹部の間ですり合わせはできてうか。会食やゴルフでしょっちゅう会っている安倍

は

業、ジャーナリストの三つのパーティーに対して出

されたものだった。それに応答したのは、拒否とい

告は「メディアの独立」について政府、

メディア企

う回答ではあったが、政府のみであった。「マスコミ」

「メディアの独立」には関心がないようである。

いという方が当たっているだろう。「メディアの独

その問題には触りたくない、

触れて欲しくな

心地良いということなのか。総務省や自民党からの 脅しを受けつつも、それと何とかうまく折り合いを 営者が今回は激しく反対する。放送法第四条廃止が る世界の方が得策だということなのか。 る。「マスコミ」は放送法第四条の作る世界の方が居 それが経済市場の観点から言われたときは猛反発す 言論表現の自由の観点から言われたときは沈黙し、 のときは何ら反応せず黙殺した民放経営者や新聞経 取ってみればだが)をやろうとし、またケイ氏の勧告 権がその一年後に勧告と同じこと(そこの部分だけを つけながら、護送船団方式で参入規制が図られてい それはともかく、 ケイ氏の勧告を拒否した安倍政 ケイ氏の勧

> ら「マスコミ」なのである。 水準から外れていると言わなければならない。 立」を我が事として追求しないメディアとは、

4 権力観の常識とジャーナリズムの価

冒頭に引用した戸坂の

「『常識』の分析」

は一九

年である。常識が通らない御時世となっていた。そ に浮き上がって見える。 の論文のなかで、私には以下の文章がほかから異様 ものだった。美濃部達吉の天皇機関説が攻撃された 三五年刊行の『日本イデオロギー論』に収められた

ヒポの息の根は圧しつぶされて了いそうに見える。常識の息の根は圧しつぶされて了いそうに見える。 常識は 而もそうしたことが今日の日本主義などに於ける 『常識』! なのだ。」(4) 「常識はもはや今日地上のどこにも見当たらぬ。 『地下室』などに押し込められて了って、

かの文章が分析的に書かれているのに、これ は

ほ

ーブな権力観を捨てて、 自分の足で立つ

の勝

J.

相違と対立を踏まえた上で、ジャーナリズムを日常 カデミックな機能とジャーナリスティックな機能 なるものの日常的な機能」を思い起こし、さらに

活に立脚した主義のことであり、だから日常性の 「ジャーナリズムとは、言葉通り、日々の実際生

原理に立つことなのである。」(5)

狡猾で、自らの権力の維持のためにはどんな悪事で てしまう恐ろしい怪獣であり、魔物である。凶暴で、 アサン』が告げるように、国家権力とは人間を食っ 近代政治学の古典、トーマス・ホッブスの『リバイ のものを持っていないのではないかとさえ思われる。 にはナイーブな権力観が見られる。いや、権力観そ 識を取り戻さなければならない。とりわけ若い人々 再びそうならないためには、まず人々の権力観に常 利に終わり、そして日本は破局へと向かった。今、 たい)。常識と「常識」の対決はやがて「常識」 ほとんど叫び声のように聞こえる(私だってそう叫

ろから始めなければならない。 である。私たちはそのことをリアルに認識するとこ それが権力の宿命であり、現実であり、歴史の真実 も働く。古今東西、どんな権力も必ず腐敗するのだ。

ジャーナリズムへと言及していく。実際性の原理(ァ と実際性の原理に立ったものだと説明したあとで、 かった。この論文のなかでも、 常識が日常性の原理

識

戸坂潤ほどジャーナリズムを論じた哲学者はい

な

はなく、社会的な(したがって歴史的になる)日常感覚 坂は、常識とは社会上の単なる共通感覚だったので 性の原理のもとに置く。 のことだったのだとして、この人間の日常感覚・常 は何らかの共通性があるということだ。そして、戸 原理に立つ。ということは、常識とジャーナリズム 常識と同様に、ジャーナリズムもまたその二つの (水準としての常識)の意味と価値を強調するので

そのことを多数者の常識は許すのか。常識とはその

ようなものではない。

常識とは自分ないし自分たち

水準から発するものである。 と言える。ジャーナリズムは人々の日常感覚と常識 この点は、ジャーナリズムにとっても同様だ

そういうジャーナリズムこそは、

常識の感覚に依

場合、 権力は抑制され、独裁や権威主義の政治を防ぐこと 部分であろう。多数者ではなく、少数者であろう。 権力の被害者となり、犠牲者となる。それは多くの ができる。そうしないと、人々が、つまり私たちが らないのだ。それを見て、人々が考え行動すれば、 為、欠陥を探査し、人々に暴露していかなければな 隠蔽に抗して、その腐敗、不正、 拠しつつ政治的•経済的•社会的な諸権力を監視し、 主権者なり国民なりのすべてではなく、 悪事、 愚行、 ある 不作

> 行動、 のを考えるかどうかにかかっていると思われる。 常識水準を働かせ、自分の足で立って、独立しても ズム (6) を選ぶだろうか。 それは人々が日常感覚と ミ」への幻想や惰性を捨てて、卓越したジャー 本の人々は非常識が「常識」となっている「マスコ せ、常識の通る民主的政権を生み出すだろうか。 世論や選挙によって権威主義的政権を終わら ・ナリ \exists

(二〇一八年五月二〇日校了)

1 2 戸坂潤 言える。 戸坂はここで actuality を「実際性」と訳している い。今、 が、他のところでは「現実行動性―時事性」と訳 ている。実際、このアクチュアリティーの訳は難し 『日本イデオロギー論』岩波文庫、八七頁。 目の前で起こっている事実という語意だと

日本のこの「マスコミ」が、常識水準から見て、 花田達朗 かに倒錯したものであるかについて、その詳細 「『ジパング』の権力とジャー ナリズム は

3

注

はなく、 コモンを作り出すことへの要求である。 さて、日本の人々は常識に依拠した意思の表示や コモンであることへの共感と覚醒である。

だけが良ければ良いという内向きのインタレストで

たい。 ムの実践 主体・活動と倫理・教育 2 (二○一一~ 一〇一七)』彩流社、二三〇 - 二三九頁を参照され ガラパゴスからロドスへ――」『ジャーナリズ

- 4 戸坂潤、前掲書、 九一頁。
- 5 戸坂潤、前掲書、 八九頁。

(6)今日、この「卓越したジャーナリズム」は世界各国 付金とサポーター会員を募っている。寄付金を財源 営利ニュース組織「ワセダクロニクル」である。寄 ジャーナリズム)として立ち現れており、ジャーナリ 国際組織「GIJN」(世界探査ジャーナリズムネッ で発信している。この組織はメディアというよりも、 われた記事」「強制不妊」の特集シリーズをネット ミ」からの独立を確保するという組織論である。「買 とすることによって、あらゆる権力および「マスコ これを実践しているのが、二〇一七年二月開始の非 ズムを革新するムーブメントになっている。日本で で「探査ジャーナリズム」(インベスティゲイティブ・ 「ジャーナリズムNGO」と自らを定義している。 ワーク)に正式メンバーとして加盟している。



花田

(はなだ たつろう)

そしてジャーナリズム」として『世界』(岩波書店)二 た。早稲田大学最終講義が「公共圏、アンタゴニズム、 動と倫理・教育 2(二〇一一~二〇一七)』を刊行し コレクション』(全七巻、彩流社)の刊行を開始し、 など。二〇一八年二月より『花田達朗ジャーナリズム 共圏のポリティクス』 (東京大学出版会、一九九九) ア・市民社会』(木鐸社、一九六六)、 主著に『公共圏という名の社会空間 成教育も行なってきた。 ディア研究、ジャーナリズム研究。ジャーナリスト養 五年よりジャーナリズム研究所所長を務める。二〇 年より同大学ジャーナリズム教育研究所所長、二〇 より早稲田大学教育・総合科学学術院教授。二〇〇七 大学大学院情報学環教授、学環長を経て、二(卒業、ミュンヘン大学大学院博士課程満期退学。 早稲田大学名誉教授、 八年三月早稲田大学を定年退職。 ○一八年六月号に掲載されている。 回として第二巻『ジャーナリズムの実践 九四七年、長崎県生まれ。早稲田大学政治経済学部 東京大学名誉教授。 達朗 専門は社会学、 『メディアと公 公共圏・メディ 主体・